

令和3年第1回東広島市議会定例会

議

案

令和3年2月

目 次

諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1
諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	3
諮問第5号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	5
諮問第6号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	7
諮問第7号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	9
同意案第8号	監査委員の選任の同意について……………	11
議案第9号	財産の無償譲渡について……………	13
議案第10号	財産の無償譲渡について……………	15
議案第11号	財産の無償譲渡について……………	17
議案第12号	財産の無償譲渡について……………	19
議案第13号	財産の無償譲渡について……………	21
議案第14号	財産の無償譲渡について……………	23

議案第15号	財産の無償貸付けについて……………	25
議案第16号	財産の無償貸付けについて……………	27
議案第17号	財産の無償貸付けについて……………	29
議案第18号	財産の無償貸付けについて……………	31
議案第19号	財産の無償貸付けについて……………	33
議案第20号	市道の路線の廃止について……………	35
議案第21号	市道の路線の認定について……………	37
議案第22号	委託契約の締結について……………	39
議案第23号	押印等を求める手続の見直しのための関係条例 の整備について……………	41
議案第24号	東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に 関する条例の制定について……………	43
議案第25号	東広島市民間事業者等が行う書面の保存等にお ける情報通信の技術の利用に関する条例の制定 について……………	50
議案第26号	東広島市地域共生社会の形成を図るための施策 の推進に関する条例の制定について……………	55
議案第27号	東広島市職員定数条例の一部改正について……………	60

議案第28号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について……………	62
議案第29号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について……………	64
議案第30号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について……………	66
議案第31号	東広島市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について……………	68
議案第32号	東広島市介護保険条例の一部改正について……………	71
議案第33号	東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について……………	74
議案第34号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	112
議案第35号	東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について……………	116
議案第36号	東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について……………	119
議案第37号	東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について……………	121

議案第38号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	123
議案第39号	東広島市いじめ問題調査委員会設置条例の一部 改正について……………	127
議案第40号	東広島市地域研修センター設置及び管理条例の 廃止について……………	129

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 原 田 敦 子

(提案理由)

人権擁護委員が死去したため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 植 木 秀 行

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和3年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第5号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 的 場 眞砂子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和3年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第6号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 東 田 宏 昭

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和3年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第7号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 讃 岐 尚 芳

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和3年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第 8 号

監査委員の選任の同意について

東広島市監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 重 河 格

(提案理由)

識見を有する者のうちから選任された東広島市監査委員重河格氏の任期が令和3年2月28日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（一略）及び議員のうちから、これを選任する。一略

議案第9号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市志和町内28番地2
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 114.28平方メートル

2 相手方

東広島市志和町内13番地
塚土区自治会
会長 三 好 達 臣

(提案理由)

内集会所の建物を塚土区自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第10号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

建物

(1) 小多田会館

ア 所在 東広島市黒瀬町小多田174番地1

イ 構造 木造平屋建て

ウ 延べ面積 187.16平方メートル

(2) 倉庫

ア 所在 東広島市黒瀬町小多田48番地3

イ 構造 木造2階建て

ウ 延べ面積 70.54平方メートル

2 相手方

東広島市黒瀬町小多田123番地

小多田区

区長 西野木 清 邦

(提案理由)

小多田会館の建物を小多田区に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第11号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市河内町中河内120番地1
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 55.00平方メートル

2 相手方

東広島市河内町中河内172番地1
正尺コミュニティホーム管理組合
会長 河 元 浩 志

(提案理由)

正尺コミュニティホームの建物を正尺コミュニティホーム管理組合に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第12号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町木谷3118番地4
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 145.92平方メートル

2 相手方

東広島市安芸津町木谷3118番地4
郷地区自治会
会長 幸 野 伸 一

(提案理由)

郷会館の建物を郷地区自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第13号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市福富町久芳839番地
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 94.40平方メートル

2 相手方

東広島市福富町久芳839番地
後谷自治会
会長 山 崎 英 則

(提案理由)

東広島市後谷多目的研修集会施設の建物を後谷自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第14号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市豊栄町清武1454番地3
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 103.51平方メートル

2 相手方

東広島市豊栄町清武2946番地2
農事組合法人源流二又の郷
理事 家 森 建 昭

(提案理由)

東広島市第3区生活改善センターの建物を農事組合法人源流二又の郷に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第15号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市志和町内字塚土28番2の一部
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 790.52平方メートル

2 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 相手方

東広島市志和町内13番地
塚土区自治会
会長 三 好 達 臣

(提案理由)

内集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第16号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市黒瀬町小多田字中通174番1ほか3筆
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地及び公衆用道路
- (4) 面積 454.51平方メートル

2 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 相手方

東広島市黒瀬町小多田123番地
小多田区
区長 西野木 清 邦

(提案理由)

小多田会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第17号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町木谷字平田3118番1ほか1筆
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 379.36平方メートル

2 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 相手方

東広島市安芸津町木谷3118番地4
郷地区自治会
会長 幸 野 伸 一

(提案理由)

郷会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第18号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市福富町久芳字入道839番1地先
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 現況 宅地
- (4) 面積 43平方メートル

2 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 相手方

東広島市福富町久芳839番地
後谷自治会
会長 山 崎 英 則

(提案理由)

東広島市後谷多目的研修集会施設を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第19号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市豊栄町清武字二又山1454番3
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 512.22平方メートル

2 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 相手方

東広島市豊栄町清武2946番地2
農事組合法人源流二又の郷
理事 家 森 建 昭

(提案理由)

東広島市第3区生活改善センターを無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第20号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の市道の路線を廃止するため、議会の議決を求める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
諏訪3号線	東広島市西条西本町4-1 4番3地先	東広島市西条東北町4-3 5番6地先	

(提案理由)

踏切の廃止に伴い、起点及び終点を変更する市道の路線を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 2 1 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道として認定するため、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
寺家北 6 0 号線	東広島市西条町寺家字福原 4 5 7 3 番 1 地先	東広島市西条町寺家字福原 4 5 5 7 番 7 地先	
下見 5 4 号線	東広島市西条町下見 4 2 7 4 番 1 7 地先	東広島市西条町下見 4 2 7 4 番 1 3 地先	
下三永 6 8 号線	東広島市西条町下三永字池田 1 0 9 3 0 番 1 0 地先	東広島市西条町下三永字池田 1 0 9 3 0 番 1 7 地先	
中組 6 4 号線	東広島市八本松飯田八丁目 9 4 3 番 2 地先	東広島市八本松飯田八丁目 1 0 1 9 番 2 2 地先	
新屋田線	東広島市黒瀬町市飯田字新屋田 1 2 6 8 番 1 6 地先	東広島市黒瀬町市飯田字新屋田 1 2 6 8 番 1 1 地先	
西本町 1 2 号線	東広島市西条西本町 4 1 4 番 3 地先	東広島市西条西本町 4 7 5 番 2 地先	
諏訪 3 号線	東広島市西条東北町 3 6 7 番 3 地先	東広島市西条東北町 4 2 5 番 1 地先	

(提案理由)

住宅団地内の道路並びに市道の路線の廃止に伴い起点及び終点を変更した路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第 2 2 号

委託契約の締結について

西高屋駅南北自由通路等工事委託に関する基本協定を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 契約の目的
西高屋駅南北自由通路及び関連都市施設の工事
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 契約金額
1 3 億 2, 0 2 9 万 5, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方
西日本旅客鉄道株式会社

(提案理由)

西高屋駅南北自由通路等工事委託に関する基本協定を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 23 号

押印等を求める手続の見直しのための関係条例の整備について

押印等を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

押印等を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号中「印」を削る。

(東広島市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 東広島市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(東広島市公共下水道条例の一部改正)

第 3 条 東広島市公共下水道条例（昭和 60 年東広島市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条及び第 11 条第 1 項中「連署にて」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

押印又は署名を求める手続について、その押印又は署名を不要とするため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

消防組織法（昭和22年法律第226号）

第16条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定めるところによる。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第9条の2

12 第30条から第38条までの規定は常勤の人事委員会の委員の服務について、第30条から第34条まで、第36条及び第37条の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

第31条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

下水道法（昭和33年法律第79号）

第25条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

議案第24号

東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように定める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、条例等の規定に基づく申請、届出その他の手続等を情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則等（規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条に規定する会議規則、同法第130条第3項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 市の機関 市の機関又はその職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関以外の者を經由して行われる申請等における当該市の機関以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関以外の者を經由して行う処分通知等における当該市の機関以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例等の規定を適用する。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手

続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面

等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、市の機関が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る

電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の規則で定める事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして当該手続等に関する他の条例等を所管する市の機関が定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等の際に添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市の機関は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

申請、届出等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的として、市の条例等の規定に基づく手続等について、情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第25号

東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の
利用に関する条例の制定について

東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する
条例を次のように定める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の
利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、条例等の規定に基づき民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて市民の利便性の向上を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 国の機関

イ 地方公共団体及びその機関

- (2) 条例等 条例及び規則等（規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条に規定する会議規則、同法第130条第3項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。
- (6) 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。
- (7) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。
- (8) 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。
- (9) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年東広島市条例第 号）第2条第6号に規定する申請等として行うものを除く。
- (10) 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。
（電磁的記録による保存）

第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該他の条例等を所管する市の機関が定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなけれ

ばならないとした保存に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、当該他の条例等を所管する市の機関が定めるものに限る。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該他の条例等を所管する市の機関が定めるものに限る。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又

はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、当該他の条例等を所管する市の機関が定めるものに限る。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって規則等で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて市民の利便性の向上を図ることを目的として、市の条例等の規定に基づき民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電磁的方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第26号

東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例の 制定について

東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例を次のように定める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例

本市は、市制の施行以後、様々な世代及び地域の人々のたゆまぬ努力により、活力あふれ、国際色豊かなまちへと発展を遂げてきた。

しかしながら、少子高齢社会の到来、核家族化及び単身世帯の増加にみられる家族構成の変化等の社会情勢の変化は、本市にも少なからず影響を及ぼしつつある。本市の社会的、経済的及び文化的な発展の一方で、地域社会においては人間関係が希薄化しつつあり、生活、健康、育児その他日常生活上の不安、課題等を抱えている人々が、誰にも相談することができずに孤立を深めていく状況も生じてきている。

我々は、このような状況を見逃すことはできない。地域社会における人と人とのつながりの重要性を改めて確認し、お互いを尊重し、気遣い、見守り合うことで、生活上の不安、課題等を抱えている住民を地域で支えるとともに、地域社会の持続的な発展のため、福祉、保健医療、労働、教育、住宅、地域再生その他の様々な分野に関わる者が協働する社会を、このまちで構築していくために、自ら行動を起こすことが強く求められている。

ここに、誰一人取り残さず、地域で共に生きていくことができる社会の形成を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民一人一人が相互に支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の形成を図るための施策に関し基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関の責務を明らかにするとともに、地域共生社会の形成を図るための施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を推進し、もって地域共生社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地域共生社会」とは、市民がそれぞれの人格及び個性を尊重し合いながら、地域社会に主体的に参画することにより、相互に支え合い、全ての人々が生きがいを持ち、かつ、安心して日常生活を営むことのできる社会をいう。

(基本理念)

第3条 地域共生社会の形成は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全ての人々が希望を持ち、個人としての尊厳が重んぜられ、安心して日常生活を営むことのできる社会が構築されるようにすること。
- (2) 全ての人々がそれぞれの多様性を受け入れた上で、地域社会において、相互扶助の精神に基づき、地域生活課題（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条第3項に規定する地域生活課題をいう。以下同じ。）の解決に資する支援が図られるようにすること。
- (3) 全ての人々が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、地域社会の持続的な発展のために協働すること。
- (4) 全ての人々が地域社会から孤立することを防止すること。
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が、関係機関の連携の下、包括的に提供されるよう体制の整備が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、地域共生社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、地域共生社会が、福祉及び保健医療のみならず、労働、教育、住宅、地域再生その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて形成されるものであることに留意しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民、事業者及び関係機関（以下「市民等」という。）は、基本理念を踏まえ、相互に連携し、市が実施する地域共生社会の形成を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、地域生活課題の把握及びその解決に資する取組への積極的な参画に努めるものとする。

(基本方針)

第6条 市は、地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する方針（次項において「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域共生社会の形成に寄与する人材の育成及び地域共生社会の形成についての意識の啓発に関する事項
- (2) 地域共生社会の形成を図るための地域活動等の創出に関する事項
- (3) 地域共生社会の形成を図るための社会環境の整備に関する事項
- (4) 地域共生社会の形成を図るための施策の推進体制の構築に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(啓発活動等)

第7条 市は、地域共生社会の形成を図るために必要な啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(学習の機会等の提供)

第8条 市は、地域共生社会の形成に関する必要な情報及び学習の機会が市民等に提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、地域生活課題の解決に資する支援の質の向上を図るため、当該支援について専門的な知識又は技術を有する人材の育成に関し必要な施策を講ずるものとする。

(地域共生社会の形成に資する活動に対する支援等)

第10条 市は、市民等が実施する地域共生社会の形成に資する活動を支援するため、必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるよう努めるとともに、地域共生社会の形成を図るための施策の推進に当たっては、当該市民等との連携が適切に図られるよう留意しなければならない。

(市民等に対する便宜の提供)

第11条 市は、市民等が地域生活課題に関する情報を共有し、その解決に資する支援について主体的に参画することができるよう、その機会、場所その他の便宜の提供に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域生活課題の解決に資する体制の整備)

第12条 市は、市民が福祉サービスその他の支援を必要とし、又はそのおそれがあると認められる場合に、適切に行政機関その他の関係機関の支援を受けることができるよう、市民等による見守りに関する活動その他の地域生活課題の解決に資する体制の整備に関し必要な施策を講ずるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間における第3条第2号の規定の適用については、同号中「第4条第3項」とあるのは、「第4条第2項」とする。

(提案理由)

地域共生社会の形成を図るための施策に関し基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 27 号

東広島市職員定数条例の一部改正について

東広島市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市職員定数条例の一部を改正する条例

東広島市職員定数条例（昭和 49 年東広島市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「11 人」を「13 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

議会の事務部局の機能の充実を図ることを目的として、その職員の定数を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条

② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

⑥ 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。

—略—

議案第 28 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和 50 年東広島市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市農業総合企画推進会議の項、東広島市ものづくり優良企業表彰審査委員会の項及び東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

設置の必要がなくなる附属機関を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。—略—

議案第 29 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年東広島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 10 号を第 11 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 公益財団法人広島県市町村振興協会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

職員を派遣してその業務に従事させることができる団体に、公益財団法人広島県市町村振興協会を追加するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）

第2条 任命権者（一略）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（一略）を派遣することができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人

議案第30号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 龍王集会所の項、内集会所の項、小多田会館の項、正尺コミュニティホームの項、隠地コミュニティホームの項及び郷会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該地域集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 31 号

東広島市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

東広島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

東広島市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 49 年東広島市条例第 135 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 116 条の 2」を「第 116 条又は第 116 条の 2」に、「次項第 4 号」を「次項第 5 号」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級であるもののうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 30 条に規定する医療受給者証の交付を受けているもの

第 3 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「国民健康保険法」の右に「第 116 条又は」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている者

第4条第1項中「の規定による医療に関する給付」の右に「（前条第1項第3号に掲げる者の入院に係るものを除く。）」を加え、同条第3項第1号中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えられた」に、「以下「旧施行令」」を「昭和34年政令第184号。第6項において「読替え後の旧施行令」」に改め、同項第2号中「昭和50年政令第207号」の右に「。第6項において「特別児童扶養手当法施行令」という。」を加え、同条第6項を次のように改める。

6 次の表の左欄に掲げる規定に規定する所得の範囲は、それぞれ同表の中欄に掲げる規定に規定する所得とし、同表の左欄に掲げる規定に規定する所得の額は、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に規定する計算方法により算定した額とする。

第3項第1号	国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令による改正前の国民年金法施行令第6条	読替え後の旧施行令第6条の2
第3項第2号	特別児童扶養手当法施行令第4条	特別児童扶養手当法施行令第5条

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定（「第116条の2」を「第116条又は第116条の2」に改める部分に限る。）、同条第2項の改正規定（同項第3号中「国民健康保険法」の右に「第116条又は」を加える部分に限る。）並びに第4条第3項及び第6項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第3条及び第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の支給について適用する。

(提案理由)

精神障害者の福祉の増進を図ることを目的として、医療費の支給の対象となる者を追加するとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第32号

東広島市介護保険条例の一部改正について

東広島市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市介護保険条例の一部を改正する条例

東広島市介護保険条例（平成12年東広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加え、「いう」を「いい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同項第9号ア中「300万円以上400万円未満」を「320万円以上420万円未満」に改め、同項第10号ア中「400万円以上600万円未満」を「420万円以上620万円未満」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度における」を削る。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

23 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特

別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

24 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

25 附則第23項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険の第1号被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

介護保険法（平成9年法律第123号）

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（一略一）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

議案第 33 号

東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年東広島市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 運営に関する基準（第 196 条—第 202 条）」を「第 1 4 節 運営に関する基準（第 196 条—第 202 条）」に改める。
0 章 雑則（第 203 条）」

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「いう。」の右に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう」の右に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の右に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の右に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の右に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の右に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の右に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の右に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時（以下この項において「非常時」という。）において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

第33条に次の2項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

4 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「この項」の右に「及び第5項」を加え、同条に次の1項を加える。

5 介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第6項及び第87条第2項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。
- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に改め、「、他の指定訪問介護事業所」の右に「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）」を、「との」の右に「密接な」を、「ときは」の右に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「当該他の指定訪問介護事業所」を「当該他の指定訪問介護事業所等」に、「訪問介護員等」を「従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において

一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないとき」を「オペレーションセンターサービスについて」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条前段中「第33条」を「第32条の2」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に改め、同条後段中「第33条第1項及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1項第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者

を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の16に次の1項を加える。

- 3 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第59条の17第1項中「この項」の右に「及び第6項」を加え、同条に次の1項を加える。

- 6 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第59条の20中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条ま

で」の右に「、第40条の2」を加え、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項第1号及び第3号」に改める。

第59条の22前段中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条まで」の右に「、第40条の2」を加え、同条後段中「第34条において」を「第34条第1項において」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改め、「、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の36中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の38第1項中「次項」の右に「及び第4項」を加え、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第59条の40前段中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条まで」の右に「、第40条の2」を加え、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削る。

第64条第1項中「又は施設」の右に「（第66条第1項において「本体事業

所等」という。) 」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の右に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「できる」の右に「ものとし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条まで」の右に「、第40条の2」を加え、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項第1号及び第3号」に、「とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「とあり、並びに第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「次章第3節」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「会議をいう」の右に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、

地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から東広島市介護保険事業計画（本市について定めた法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の東広島市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の東広島市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項第1号及び第3号」に改め、「第59条の13第3項」の右に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「」をいう」の右に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者による円滑な利用者の状況の把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、かつ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介

護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第8項中「外部の者による評価」を「、次の各号に掲げる評価のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第117条に次の1項を加える。

9 第7項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第121条中「指定地域密着型サービス」の右に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項第1号及び第3号」に改め、「随時対応型訪問介護看護従業者」の右に「」とあり、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」を加え、「、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第138条に次の1項を加える。

- 8 第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1項を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第149条前段中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「、第99条及び第102条」を「及び第99条」に改め、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項第1号及び第3号」に改め、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」の右に「」とあり、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」を加える。

第151条に見出しとして「(従業者の員数)」を付し、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号に掲げる従業者を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準」という。」を削り、同条第13項中「又は機能訓練指導員により」を「若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第157条に次の1項を加える。

8 第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第158条に次の1項を加える。

- 13 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

- 第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

- 第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第3号中「研修」の右に「並びに感染症の予防及びまん延の

防止のための訓練」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第175条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第175条に次の1項を加える。

5 第1項第3号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第177条前段中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条」の右に「、第40条の2」を加え、「、第59条の17第1項」を「及び第59条の17第1項」に改め、「及び第102条」を削り、同条後段中「規程」と、」の右に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第180条第1項第1号ア(ウ) a 及び b を削る。

第182条に次の1項を加える。

10 第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2

項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条」の右に「、第40条の2」を加え、「、第102条」を削り、「規程」と、「」の右に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「第177条」の右に「」とあり、並びに第176条第2項第4号、第5号及び第7号中「次条」を加え、「同条第7号」を「第167条第7号」に改め、「、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と」を削る。

第190条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

第202条前段中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第106条まで」を「第106条」に改め、同条後段中「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1項第1号及び第3号」に、「第59条の13」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に、「及び第97条」を「並びに第97条第2項及び第3項」に、「第87条」を「第87条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定

において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条から第6条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（東広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 東広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年東広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第8

7条―第90条)」を「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）」を第5章 雑則（第91条）に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の右に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「同条第7項」の右に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「できる」の右に「ものとし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる」を加える。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた

ものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時（以下この項において「非常時」という。）において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第31条に次の1項を加える。

3 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第39条第1項中「この項」の右に「及び第6項」を加え、同条に次の2項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

6 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、

利用者又はその家族（以下この項及び第49条第2項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等を活用することについて当該利用者等の同意を得なければならない。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下）」の右に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「いう」の右に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から東広島市介護保険事業計画（本市について定めた法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の東広島市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の東広島市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条前段中「第28条」の右に「、第28条の2」を加え、「第36条まで及び第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第39条まで（第3

7条第4項を除く。)」に改め、同条後段中「規程」と、」の右に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1項第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第67条第2号中「第31条各号」を「第31条第1項各号」に改める。

第71条第1項中「を除く。)をいう」の右に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者による円滑な利用者の状況の把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、かつ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員で

ある計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条に次の1項を加える。

- 4 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の右に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第86条前段中「第26条」の右に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に、同条後段中「、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1項第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあり、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」及び「、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による評価」を「、次の各号に掲げる評価のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

（東広島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 東広島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年東広島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第33条）」を「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第33条）
第7章 雑則（第34条）」に改める。

第2条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第18条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第19条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければ

ならない。

第19条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時（以下この項において「非常時」という。）において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第22条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第23条第3項中「第31条第9号」を「第31条第1項第9号」に改める。
第27条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第29条第2項第1号中「第31条第14号」を「第31条第1項第14号」に改め、同項第2号イ中「第31条第7号」を「第31条第1項第7号」に改め、同号ウ中「第31条第9号」を「第31条第1項第9号」に改め、同号エ中「第31条第16号」を「第31条第1項第16号」に改め、同号オ中「第31条第17号」を「第31条第1項第17号」に改める。

第31条に次の1項を加える。

2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（

書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))及び第31条第1項第28号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

(東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年東広島市条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第31条)」を「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第31条) 第5章 雑則(第32条)」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「できること」の右に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事

業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第14条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合において、市からの求めがあったときは、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第14条に次の1項を加える。

2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で

あつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時（以下この項において「非常時」という。）において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第23条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定

居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第30条第2項第1号中「第14条第13号」を「第14条第1項第13号」に改め、同項第2号イ中「第14条第7号」を「第14条第1項第7号」に改め、同号ウ中「第14条第9号」を「第14条第1項第9号」に改め、同号エ中「第14条第15号」を「第14条第1項第15号」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第32条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第1項第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方

式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第1項中「第14条第20号」を「第14条第1項第20号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条中東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第14条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の東広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の東広島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援基

準条例」という。)第2条第5項及び第27条の2(これらの規定を新指定介護予防支援基準条例第33条において準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改正後の東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅介護支援基準条例」という。)第2条第5項及び第28条の2(これらの規定を新指定居宅介護支援基準条例第31条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(新指定地域密着型サービス基準条例第59条の22において準用する場合を含む。)、第59条の36、第73条、第100条(新指定地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援基準条例第18条(新指定介護予防支援基準条例第33条において準用する場合を含む。)並びに新指定居宅介護支援基準条例第19条(新指定居宅介護支援基準条例第31条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第32条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援基準条例第19条の2(新指定介護予防支援基準条例第33条において準用する場合を含む。)並びに新指定居宅介護支援基準条例第20条の2(新指定居宅介護支援基準条例第31条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」

とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「加える」とあるのは「加えるよう努める」とする。

(地域密着型サービス等における感染症の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新指定地域密着型サービス基準条例第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援基準条例第21条の2（新指定介護予防支援基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援基準条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第59条の22、第59条の40、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日以後、当分の間、新指定地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新指定地域密着型

サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア(ウ) bに規定する要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第163条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定地域密着型サービス基準条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

第9条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第163条の3（新指定地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定地域密着型サービス基準条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第10条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第175条第1項（新指定地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のため

めの訓練に係る経過措置)

第11条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号（新指定地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援等及び指定居宅介護支援等に関する基準について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

介護保険法（平成9年法律第123号）

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

第81条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

議案第34号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険税条例（昭和49年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.03」を「100分の6.79」に改める。

第4条中「2万8,589円」を「2万7,950円」に改める。

第5条第1号中「1万9,788円」を「1万8,959円」に改め、同条第2号中「9,894円」を「9,479円」に改め、同条第3号中「1万4,841円」を「1万4,219円」に改める。

第6条中「100分の2.49」を「100分の2.51」に改める。

第7条中「1万45円」を「1万124円」に改める。

第8条第1号中「6,883円」を「6,868円」に改め、同条第2号中「3,441円」を「3,434円」に改め、同条第3号中「5,162円」を「5,151円」に改める。

第9条中「100分の2.07」を「100分の1.86」に改める。

第10条中「1万713円」を「9,522円」に改める。

第11条中「5,296円」を「4,680円」に改める。

第25条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2

8条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同号ア中「2万13円」を「1万9,565円」に改め、同号イ(ア)中「1万3,852円」を「1万3,272円」に改め、同号イ(イ)中「6,926円」を「6,636円」に改め、同号イ(ウ)中「1万389円」を「9,954円」に改め、同号ウ中「7,032円」を「7,087円」に改め、同号エ(ア)中「4,819円」を「4,808円」に改め、同号エ(イ)中「2,409円」を「2,404円」に改め、同号エ(ウ)中「3,614円」を「3,606円」に改め、同号オ中「7,500円」を「6,666円」に改め、同号カ中「3,708円」を「3,276円」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同号ア中「1万4,295円」を「1万3,975円」に改め、同号イ(ア)中「9,894円」を「9,480円」に改め、同号イ(イ)中「4,947円」を「4,740円」に改め、同号イ(ウ)中「7,421円」を「7,110円」に改め、同号ウ中「5,023円」を「5,062円」に改め、同号エ(ア)中「3,442円」を「3,434円」に改め、同号エ(イ)中「1,721円」を「1,717円」に改め、同号エ(ウ)中「2,581円」を「2,576円」に改め、同号オ中「5,357円」を「4,761円」に改め、同号カ中「2,648円」を「2,340円」に改め、同条第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合

にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に改め、同号ア中「5,718円」を「5,590円」に改め、同号イ(ア)中「3,958円」を「3,792円」に改め、同号イ(イ)中「1,979円」を「1,896円」に改め、同号イ(ウ)中「2,969円」を「2,844円」に改め、同号ウ中「2,009円」を「2,025円」に改め、同号エ(ア)中「1,377円」を「1,374円」に改め、同号エ(イ)中「689円」を「687円」に改め、同号エ(ウ)中「1,033円」を「1,031円」に改め、同号オ中「2,143円」を「1,905円」に改め、同号カ中「1,060円」を「936円」に改める。

附則第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「同条中「第703条の5に規定する総所得金額」の右に「及び山林所得金額」を加え、「、「第703条の5」を「「第703条の5」に改め、「とする。)」の右に「及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第25条第1号の改正規定(同号アからカまでの改正規定を除く。)、同条第2号の改正規定(同号アからカまでの改正規定を除く。)、同条第3号の改正規定(同号アからカまでの改正規定を除く。)及び附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等の改定を行うとともに、地方税法施行令（昭和22年政令第245号）の一部改正に伴い、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和25年法律第226号）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 35 号

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例

東広島市乳幼児等医療費支給条例（昭和 49 年東広島市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「同法」の右に「第 116 条又は」を加え、「が行う国民健康保険の被保険者となる」を「の区域内に住所を有するとみなされる」に改め、同条第 2 項中「国民健康保険法」の右に「第 116 条又は」を加え、「が行う国民健康保険の被保険者となる」を「の区域内に住所を有するとみなされる」に改める。

第 5 条第 1 項中「満 9 歳」を「満 12 歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東広島市乳幼児等医療費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療、指定訪問看護又は施術に係る乳幼児等医療費の給付について適用し、施行日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術に係る乳幼児等医療費の給付については、なお従前の例による。
- 3 施行日において満 9 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日

以後の最初の3月31日までの間にある者に係る新条例第4条第1項の規定による受給資格の認定及び同条第2項の規定による乳幼児等医療費受給者証の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

- 4 東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年東広島市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第116条の2」を「第116条又は第116条の2」に改め、同条第2項第3号中「国民健康保険法」の右に「第116条又は」を加える。

(提案理由)

乳幼児等に係る医療費の負担を軽減することを目的として、通院等に係る乳幼児等医療費の支給対象となる乳幼児等の範囲を拡大するとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第36号

東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について

東広島市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市保育所設置及び管理条例（昭和49年東広島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表円城寺保育所の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に円城寺保育所において保育された乳幼児に係る保育料については、なお従前の例による。

(提案理由)

円城寺保育所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 37 号

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年東広島市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表白市御屋敷住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

白市御屋敷住宅を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第38号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の58の項区分の欄第1号ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 28,000円

別表第3の58の項区分の欄第1号イ中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号イ(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 33,000円

別表第3の58の項区分の欄第2号ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 119,000円

別表第3の58の項区分の欄第2号イ中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)か

ら(オ)までとし、同号イ(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 306,000円

別表第3の59の部当該申請に併せて、規則で定める図書の提出があった場合の項区分の欄第3号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 18,000円

別表第3の59の部当該申請に併せて、規則で定める図書の提出があった場合の項区分の欄第3号イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 18,000円

別表第3の59の部その他の場合の項区分の欄第3号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 119,000円

別表第3の59の部その他の場合の項区分の欄第3号イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 306,000円

別表第3の60の部当該申請に併せて、規則で定める図書の提出があった場合の項区分の欄第3号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号

ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 18,000円

別表第3の60の部当該申請に併せて、規則で定める図書の提出があった場合の項区分の欄第3号イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 18,000円

別表第3の60の部その他の場合の項区分の欄第3号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 119,000円

別表第3の60の部その他の場合の項区分の欄第3号イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 306,000円

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）等の一部改正に合わせて、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請に係る手数料の区分を変更し、当該変更後の区分に係る手数料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第39号

東広島市いじめ問題調査委員会設置条例の一部改正について

東広島市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例

東広島市いじめ問題調査委員会設置条例（平成26年東広島市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は」を「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。次条において「法」という。）第28条第1項に規定する調査を行う機関として、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に」に、「の設置、組織及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする」を「を置く」に改める。

第2条中「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」を「法」に、「東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第8条中「教育委員会学校教育部青少年育成課」を「教育委員会事務局」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

令和3年4月1日に実施する機構改革に合わせて、東広島市いじめ問題調査委員会の庶務を処理する組織を変更するとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

議案第40号

東広島市地域研修センター設置及び管理条例の廃止について

東広島市地域研修センター設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市地域研修センター設置及び管理条例を廃止する条例

東広島市地域研修センター設置及び管理条例（平成16年東広島市条例第64号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の東広島市地域研修センター設置及び管理条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった利用料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

東広島市後谷多目的研修集会施設及び東広島市第3区生活改善センターを無償で譲渡することに伴い、東広島市地域研修センター設置及び管理条例を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。